

国立大学法人新潟大学学長選考規則実施細則

〔平成17年8月5日〕
〔学長選考会議議長裁定〕

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人新潟大学学長選考規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、学長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(学長選考実施計画の決定)

第2条 学長選考会議は、規則第3条第1項各号の一に該当する場合が生じたときは、速やかに学長候補者の選考に係る実施計画を決定するとともに、規則第7条第2項に基づき意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）委員の選出を求めなければならない。

2 学長選考会議は、前項の実施計画を管理委員会に通知しなければならない。

3 管理委員会は、規則第8条第2項に規定する公示を別記様式第1号により行うものとする。

(意向投票管理委員会の業務)

第3条 管理委員会は、規則に掲げるもののほか次に掲げる業務を行う。

- (1) 規則第10条第1項第1号及び第2号により推薦された者への通知
- (2) 前号に規定する通知に対する回答の学長選考会議への報告
- (3) 意向投票資格者名簿の作成
- (4) 投票用紙の交付
- (5) 意向投票の開票事務
- (6) 投票の効力の判定
- (7) その他意向投票の管理に関し必要な事項

(学長候補適任者の推薦等)

第4条 学長選考会議は、規則第9条に規定する学長候補適任者の推薦等の求めを書面（別記様式第2号）により行う。ただし、規則第10条第1項第3号による立候補の求めは、掲示（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の推薦等に当たっては、次に掲げる書類を、学長選考会議に提出するものとする。

- (1) 略歴調書（別記様式第4号）
- (2) 主要業績に関する調書（別記様式第5号）
- (3) 推薦理由書（規則第10条第1項第3号の場合に限る。別記様式第6号）
- (4) 推薦者名簿（規則第10条第1項第3号の場合に限る。別記様式第7号）

3 規則第10条第1項第3号による推薦者の資格は、第1次意向投票期日の公示の日に国立大学法人新潟大学（以下「本法人」という。）に在職する者とする。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 規則第10条第1項第1号に規定する教育研究評議会が推薦する者は、次の方法により決定するものとする。

- (1) 出席した構成員により、2名連記で投票を行う。
- (2) 前号の投票により得票した者のうちから、2名連記で投票を行う。

(3) 前号の投票の結果、得票多数の者上位 5 人（末位に得票同数の者がある場合は、その者を加える。）を推薦する。この場合において、得票した者のすべてが 5 人に満たない場合は、得票した者すべてを推薦する。

2 規則第10条第 1 項第 2 号に規定する経営協議会の学外委員が推薦する者の数は 2 人以内とし、学外委員の合議により決定するものとする。

（所信調書の提出）

第 6 条 学長選考会議は、規則第12条に規定する第 2 次学長候補適任者に対し、大学運営に係る所信について記載した調書（別記様式第 8 号）の提出を求める。

（学長候補適任者の公示）

第 7 条 規則第10条第 1 項に規定する公示は、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式第 9 号）により、第 1 次意向投票期日の 7 日前までに行うものとする。

(1) 第 1 次意向投票の日程

(2) 第 1 次学長候補適任者の氏名、略歴及び主要業績（五十音順）

(3) その他学長選考会議が必要と認める事項

2 規則第12条第 1 項に規定する公示は、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式第 10 号）により、第 2 次意向投票期日の 7 日前までに行うものとする。

(1) 第 2 次意向投票の日程

(2) 第 2 次学長候補適任者の氏名、略歴及び主要業績（五十音順）

(3) 第 2 次学長候補適任者の大学運営に係る所信（五十音順）

(4) その他学長選考会議が必要と認める事項

（意向投票）

第 8 条 意向投票は、別表に掲げる指定の投票場所（以下「投票所」という。）において、それぞれの投票所の代表投票管理者の管理の下に行う。

2 前項の代表投票管理者は、管理委員会が指名する。

（投票資格者名簿）

第 9 条 管理委員会は、意向投票の投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。別記様式第11号）を作成する。

2 投票資格者名簿は、投票所ごとに五十音順に作成する。

3 管理委員会は、規則第 8 条第 2 項に規定する公示の日から 7 日間、投票資格者名簿を所定の場所において縦覧に供さなければならない。

4 投票資格者は、投票資格者名簿に疑義があるときは、縦覧期間内に文書をもって管理委員会に申し出ることができる。

5 管理委員会は、前項の申出を受けたときは、当該申出の可否を決定し、その結果を申出人に通知する。この場合において、当該申出が正当であると決定したときは、直ちに投票資格者名簿を訂正しなければならない。

6 管理委員会は、意向投票期日の前日までの間に投票資格者の異動があった場合は、投票資格者名簿を補正しなければならない。

（代表投票管理者、投票管理者、投票立会人及び投票受付人）

第 10 条 各投票所に、第 8 条に掲げる代表投票管理者のほか、投票管理者、投票立会人及び投票受付人を置く。

2 代表投票管理者及び投票管理者は、別表に掲げるとおりとする。

3 投票立会人及び投票受付人は、投票所ごとに各投票所の代表投票管理者が各 2 人を

選任する。

(投票所の開閉時刻)

第11条 投票所は、午前9時に開き、午後3時に閉じる。ただし、管理委員会が特別の事由があると認めた場合には、これらの時刻を変更することができる。

(投票)

第12条 投票は、指定された投票所において、所定の投票用紙（別記様式第12号）により行うものとする。ただし、長岡地区、佐渡地区又は村松地区を勤務地とする投票資格者は、郵送による方法で投票を行うことができる。

2 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 無記載のもの
- (3) 複数の者について○の記号を記載したもの
- (4) ○の記号以外を記載したもの

(投票の終了)

第13条 代表投票管理者は、投票所を閉じる時刻となったとき、投票所の閉鎖を命じ、投票管理者及び投票立会人立ち会いの上、投票箱を封印する。

2 代表投票管理者及び投票管理者は、投票箱、投票用紙残余及び投票資格者名簿に投票結果報告書（別記様式第13号）を添え、直ちに管理委員会に送達する。

(開票及び開票立会人)

第14条 開票は、意向投票の当日に行う。

2 開票は、管理委員会が開票立会人立ち会いの上、投票箱の封印を確認してこれを開き、投票者数と票数を照合して、全ての票を混ぜ合わせた後行う。

3 開票立会人は、管理委員会が若干人を選任する。

(開票結果の確認)

第15条 管理委員会は、開票結果を確認の上、開票結果報告書（別記様式第14号）を作成する。

(投票結果の報告)

第16条 管理委員会は、投票結果について、学長選考会議に別記様式第15号により報告しなければならない。

2 管理委員会は、前項の報告を学長選考会議が受理した後、投票結果を別記様式第16号により公示しなければならない。

(学長候補者の決定の報告)

第17条 規則第14条第4項の学長又はその代理人への報告は、別記様式第17号により行い、公示は、別記様式第18号により行うものとする。

(雑則)

第18条 第2条第3項、第7条、第16条第2項及び第17条に規定する公示は、掲示及び新潟大学ホームページ（学内専用ページ）への掲載により行う。

附 則

この細則は、平成17年8月5日から施行する。

別表（第8条，第10条関係）

指定する 投票所	職 種	投票資格者の所属組織	代表投票管理者 及び投票管理者
松風会館	役員		<代表投票管理者> 管理委員会が指名する者 <投票管理者> 代表投票管理者が指名する者
	大学教育職員	全学教育機構，社会連携研究センター，保健管理センター，キャリアセンター，入学センター，大学教育開発研究センター，国際センター	
	事務職員	事務局（五十嵐地区勤務者）	
	施設系技術職員	事務局（五十嵐地区勤務者）	
	図書系職員	附属図書館（五十嵐地区勤務者）	
人文社会科学系棟	大学教育職員	人文社会・教育科学系	<代表投票管理者> 管理委員会が指名する者 <投票管理者> 代表投票管理者が指名する者
	事務職員	人文社会科学系，教育人間科学部	
	教室系技術職員	教育人間科学部	
大学院自然科学研究科棟	大学教育職員	自然科学系，超域研究機構（五十嵐地区勤務者），積雪地域災害研究センター，地域共同研究センター，総合情報処理センター，機器分析センター	<代表投票管理者> 管理委員会が指名する者 <投票管理者> 代表投票管理者が指名する者
	事務職員	理学部，工学部，農学部，大学院自然科学研究科	
	教室系技術職員	理学部，工学部，農学部，積雪地域災害研究センター，総合情報処理センター	
医学部棟	大学教育職員	医歯学系，超域研究機構（旭町地区勤務者），脳研究所，アイソトープ総合センター	<代表投票管理者> 管理委員会が指名する者 <投票管理者> 代表投票管理者が指名する者
	教育人間科学部附属学校教育職員	教育人間科学部附属学校	
	事務職員	事務局（旭町地区勤務者），教育人間科学部附属学校，医歯学系	
	施設系技術職員	事務局（旭町地区勤務者）	

	教室系技術職員	医学部，歯学部，脳研究所， 機器分析センター	
	図書系職員	附属図書館（旭町地区勤務者）	
医歯学総合病院棟	大学教育職員	医歯学総合病院	＜代表投票管理者＞ 管理委員会が指名する者 ＜投票管理者＞ 代表投票管理者が指名する者
	事務職員	医歯学総合病院	
	教室系技術職員	医歯学総合病院	
	医療系技術職員	医歯学総合病院	
	看護職員	医歯学総合病院	

別記様式第1号（第2条関係）

学長候補者選考に係る第1次（第2次）意向投票期日等について（公示）

国立大学法人新潟大学学長選考規則第8条第2項の規定に基づき，第1次（第2次）意向投票期日等について，下記のとおり公示する。

記

1 第1次（第2次）意向投票期日

年 月 日

2 投票資格者名簿の縦覧

（注）投票資格者名簿の縦覧場所について記載する。

3 その他

（注）意向投票管理委員会が必要と認める事項について記載する。

年 月 日

意向投票資格者 各位

国立大学法人新潟大学学長選考会議
意向投票管理委員会

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

国立大学法人新潟大学
教育研究評議会
経営協議会（学外委員） 殿

国立大学法人新潟大学学長選考会議

学長候補適任者の推薦について（依頼）

このことについて、国立大学法人新潟大学学長選考規則第10条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、学長候補適任者を 年 月 日までに推薦願います。

なお、推薦に当たっては、国立大学法人新潟大学学長選考規則実施細則第4条第2項に規定する書類を作成の上、提出願います。

別記様式第3号（第4条関係）

（掲 示）

年 月 日

各 位

国立大学法人新潟大学学長選考会議

学長候補適任者の立候補について（依頼）

このことについて、国立大学法人新潟大学学長選考規則第10条第1項第3号の規定に基づき、学長候補適任者として立候補する場合は、年 月 日までに届出願います。

なお、立候補に当たっては、国立大学法人新潟大学学長選考規則実施細則第4条第2項に規定する書類を作成の上、提出願います。

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

略 歴 調 書

年 月 日

(ふりがな) 氏 名		生年月	年 月生
現 住 所			
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
学会及び社会に おける活動等			
賞 罰			
年 月	事 項		
その他参考と なる事項			

- 備考 1 調書は、本様式により作成し、用紙の規格は、A 4 縦とする。また、併せて電子媒体により提出すること。
- 2 この調書の内容は、現住所を除き、学長候補者選考の参考に資するために行われる意向投票の公示資料として学内に公表します。

主要業績に関する調書

氏名 _____

教育に関する業績
研究に関する業績
経営・管理運営に関する業績
その他（国際交流，地域貢献等）の業績

備考 1 調書は，本様式により作成し，用紙の規格は，A 4 縦とする。また，併せて電子媒体により提出すること。

2 この調書の内容は，学長候補者選考の参考に資するために行われる意向投票の公示資料として学内に公表します。

推 薦 理 由 書

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長選考会議 殿

推薦代表者

○ ○ ○ ○

(ふりがな) 被推薦者氏名	
推薦理由	

備考 調書は、本様式により作成し、用紙の規格は、A 4 縦とする。

別記様式第7号（第4条関係）

推薦者名簿

[illegible]

備考1 名簿は、本様式により作成し、用紙の規格は、A4縦とする。

2 推薦は、同一人が1人に限るものとし、2人以上を推薦した場合は、いずれも無効とする。

所 信 調 書

氏名 _____

（大学運営に係る所信）

- 備考1 調書は、本様式により作成し、用紙の規格は、A4縦とする。また、併せて電子媒体により提出すること。
- 2 この調書の内容は、学長候補者選考の参考に資するために行われる意向投票の公示資料として学内に公表します。

別記様式第9号（第7条関係）

学長候補者選考に係る第1次意向投票の実施について（公示）

国立大学法人新潟大学学長選考規則第10条第1項の規定に基づき、第1次意向投票の実施について、下記のとおり公示する。

記

- 1 第1次意向投票の日程
（注）学長選考会議が決定した実施計画に基づき作成する。
- 2 第1次学長候補適任者の氏名，略歴及び主要業績
（注）学長選考会議から意向投票管理委員会に通知された略歴調書及び主要業績に関する調書を使用する。
- 3 その他
（注）学長選考会議が必要と認める事項について記載する。

年 月 日

意向投票資格者各位

国立大学法人新潟大学学長選考会議
意向投票管理委員会

別記様式第10号（第7条関係）

学長候補者選考に係る第2次意向投票の実施について（公示）

国立大学法人新潟大学学長選考規則第12条第1項の規定に基づき、第2次意向投票の実施について、下記のとおり公示する。

記

- 1 第2次意向投票の日程
（注）学長選考会議が決定した実施計画に基づき作成する。
- 2 第2次学長候補適任者の氏名，略歴及び主要業績
（注）学長選考会議から意向投票管理委員会に通知された略歴調書及び主要業績に関する調書を使用する。
- 3 第2次学長候補適任者の大学運営に係る所信
（注）第2次学長候補適任者から学長選考会議に提出された所信調書を使用する。
- 4 その他
（注）学長選考会議が必要と認める事項について記載する。

年 月 日

意向投票資格者各位

国立大学法人新潟大学学長選考会議
意向投票管理委員会

別記様式第11号 (第9条関係)

第1次（第2次）意向投票：投票資格者名簿

[illegible]

国立大学法人新潟大学学長候補者選考に係る第1次（第2次）意向投票

投票用紙

								記号欄
								第1次（第2次）学長候補適任者氏名

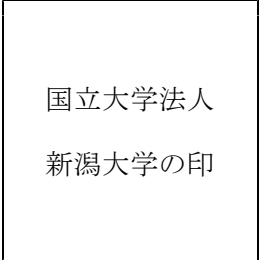
投票上の注意

- 1 学長候補者として最も適任と認める者1人について、
記号欄に○の記号を記載すること。
- 2 次に掲げるものは、無効とする。

① 無記載のもの

② 複数の者について○印を記載したもの

③ ○の記号以外を記載したもの



備考 規格は、A5判とする。

第1次（第2次）意向投票：開票結果報告書

- 1 開票日時
- 年 月 日 午後 時 分～午後 時 分
- 2 投票資格者数
- 人
- 3 投票者数
- 人
- 4 投票率
- %
- 5 投票総数
- 票
- 6 有効投票数
- 票
- 7 無効投票数
- 票

8 有効投票内訳（五十音順）

氏 名	得 票 数

9 開票立会人

_____ 印

_____ 印

年 月 日

意向投票管理委員会委員長_____ 印

別記様式第15号（第16条関係）

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長選考会議 殿

意向投票管理委員会委員長

第1次（第2次）意向投票の結果について（報告）

このことについて、 年 月 日に実施した学長候補者選考に係る第1次（第2次）意向投票の結果について、国立大学法人新潟大学学長選考規則第11条第2項（13条第2項）の規定に基づき、「第1次（第2次）意向投票：開票結果報告書」を添えて報告します。

別記様式第16号（第16条）

学長候補者選考に係る第1次（第2次）意向投票結果について（公示）

国立大学法人新潟大学学長選考規則第11条第2項（第13条第2項）の規定に基づき、
第1次（第2次）意向投票の結果について、下記のとおり公示する。

記

- 1

投票資格者数

人
- 2

投票者数

人
- 3

投票率

%
- 4

投票総数

票
- 5

有効投票数

票
- 6

無効投票数

票
- 7

有効投票内訳（五十音順）

○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票
○	○	○	○	票

年 月 日

意向投票管理委員会

別記様式第17号（第17条関係）

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長又はその代理人 殿

国立大学法人新潟大学学長選考会議

国立大学法人新潟大学学長候補者の選考について

国立大学法人新潟大学学長選考規則第14条第1項の規定に基づき国立大学法人新潟大学学長候補者を選考したので、下記のとおり報告します。

記

1 学長候補者氏名

2 選考を行った日 年 月 日

別記様式第18号（第17条関係）

国立大学法人新潟大学学長候補者の選考について（公示）

国立大学法人新潟大学学長選考規則第14条第1項の規定に基づき国立大学法人新潟大学学長候補者を選考したので、下記のとおり公示する。

記

1 学長候補者氏名

2 選考を行った日 年 月 日

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長選考会議